

産業廃棄物処分業許可証

住 所 広島県広島市中区中町8番18号

氏 名 一般財団法人 広島県環境保全公社

理事長 中山 雅文

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

広島市長 松 井 一 實



許可の年月日 平成26年 4月23日

許可の有効期限 平成31年 4月22日

1. 事業の範囲

区 分	産 業 廃 棄 物 の 種 類
最終処分 (埋立) 以下 余 白	燃え殻 (判定基準に適合しないものを含まない。) 汚泥 (判定基準に適合しないものを含まない。) ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (判定基準に適合しないものを含まない。) 鉋ざい がれき類 ばいじん (判定基準に適合しないものを含まない。) (これらのうち自動車等破砕物、廃容器包装、廃ブラウン管、廃石膏ボード及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。以下 余 白



2. 事業の用に供する全ての施設

別添検査済証のとおり。

3. 許可の条件

4. 許可の更新・変更の状況

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
.	.	.	.
.	.	.	.
.	.	.	.

5. 備考

平成27年 6月30日 代表者変更により書換

